

綱領

一、我等は雄大にして尊嚴なる建國の理想に從ひ情義を重じ和衷協力して識見の涵養徳操の確立技術の進歩を圖り以て國家産業の發達を期す。

二、我等は強固なる結束により相互の福利を増進せしめ着實有效なる方法を以て労働條件の維持改善を圖る社會共存共榮の實績を擧げん事を期す。

三、我等は我國獨自の國情と國民性とに立脚し純日本の社會の發展を期し國家を無視し私利私闊を逞しうする徒輩に對しては斷乎として膺咎を期す。

規約(草案)

第一章 總則

第一條 本組合を^一組合と稱し本部を八幡市に置き、支部を各工場及地方に於く

第二條 本組合は、綱領並に決議の遂行を以て目的とする。

第三條 本組合は前條の目的を達成する爲め左の專門部を置く。

第一、組織部 第二、教育部 第三、出版部

第四、庶務部 第五、調查部 第六、事業部 第七、辯論部 第八、教説部

第五條 本組合に左の機關を置く。

第一、大會 第二、常務理事會 第三、評議會

第四、幹事會 第五、評議委員會 第六、役員總會 第七、支部長會

第六條 大會は本組合最高決議機關にして、一年一回開催し、大會代議員並に全役員を以て構成し、組合長之を召集す。

第七條 大會代議員は、各支部より組合員二十名に付一名の割合を以て選出するものとす。

又は、組合員總数二分の一以上の同意得て要求ありたる場合は臨時大會を開催する事を得。

第八條 常務理事會、理事會、支部長會は、必要に應じ理事長之を召集す。

第九條 大會代議員は、各支部より組合員二十名に付一名の割合を以て選出するものとす。

第十條 本組合に左の役員を置く
組合長 一名 副組合長 若干名
理事長 一名 顧問 若干名
會計長 一名 監査役 若干名
常務理事 若干名
書記 若干名

第十一條 組合長は、本組合を統轄し、大會に於て選出するものとす。

組合

副組合長は組合長を補佐し、組合長事故ある時は之を代理し大會に於て選出するものとす。

理事長は組合長の指示を受け會務を處理し大會に於て選出するものとす。

副組合長は、本組合金錢の收支並に財產管理の責を負ふものとし、正副組合長理事長の上に選任するものとす。

監査役は、本組合會計状態並に財產保管等を監査するものとし正副組合長理事長の上に選任するものとす。

常務理事は本組合の執行機關にして理事會に於て選出するものとす。

監査役は、本組合會計状態並に財產保管等を監査するものとし正副組合長理事長の上に選任するものとす。

會計長は、本組合決議遂行機關にして、正副組合長理事長の上に選任するものとす。

幹事は、本組合内事務を處理し、正副支部長合議の上に選任するものとす。

副支部長は、支部長を補佐し支部長事故ある時は之れを代理し、支部組合員に於て選出するものとす。

幹事は支部内の事務を處理し、正副支部長合議の上に選任するものとす。

評議員は、支部内の決議機關にして、正副支部長合議の上に選任するものとす。

會計は、本組合會計長と連絡を保り支部内會計事務を掌り、正副支部長之を選任す。

但し任期は前任者より通算す。

第五章 加盟及脫退

第十六條 本組合に加盟せんとする時は、規定の申込書に依り支部に届出るものとす。

第十七條 本組合員にして、脱退せんとする時は、其の理由を明記し届出すべし。

但し再選を妨げず。

第十八條 本組合員にして左の各項に該當するものに對しては、理事會の決議に依り除外せざるものとす。

第十九條 本組合の經費は、組合費及寄附金並に事業に依る收入を以て之に充つ

但し組合費は、一ヶ月男子拾錢女子五錢とす。

第十二條 本組合費は理由の如何を問はず返還せざるものとす。

第一、本組合の統制を棄したるもの

二、故なく組合費を三ヶ月以上滞納したるもの。

第六章 會計

第十一條 本規約は大會の決議を経るにあらずれば變更することを得ず。

第十二條 本規約は昭和八年八月八日より之を適用す。

創立昭和八年八月八日